

新卒採用等による人材確保等への 投資促進を図る税制措置が講じられます

新型コロナウイルス感染症が経済や社会に甚大な影響を及ぼす中、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現に向け、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置が講じられます。

人材確保等促進税制

- ✓ **適用対象**：青色申告書を提出する全企業
- ✓ **適用期間**：令和3年4月1日から令和5年3月31日（注）
までの間に開始する各事業年度

注：令和4年度税制改正に係る租税特別措置法等の成立後は、人材確保等促進税制の適用期間が「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度」、賃上げ促進税制の適用期間が「令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始される各事業年度」となります。

＜適用要件＞

- **通常要件**：新規雇用者給与等支給額（※1）が、前年度より2%以上増えていること
- **上乗せ要件**：教育訓練費の額（※2）が、前年度より20%以上増えていること

＜税額控除＞

控除対象新規雇用者給与等支給額（※3）の15%を法人税額等（※4）から税額控除

控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を法人税額等から税額控除

ただし税額控除額は、法人税額等の20%を上限とする

※1～4については、裏面の「用語の定義」をご覧下さい。

【用語の定義】

(※1：新規雇用者給与等支給額とは)

国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。）（注1）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等（注2）の支給額をいいます。

(※2：教育訓練費とは)

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

(※3：控除対象新規雇用者給与等支給額とは)

国内の事業所において新たに雇用した者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等（注2）の支給額をいいます。ただし、雇用者給与等支給額（注3）から比較雇用者給与等支給額（注4）を控除した金額を上限とするとともに、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（地方拠点強化税制における雇用促進税制）の適用がある場合には、所要の調整を行います。

(※4：法人税額等とは)

法人税又は所得税の額をいいます。

(注1：雇用保険の一般被保険者とは)

雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等（雇用保険法の適用除外となる者）以外は、原則として、被保険者となります。「一般被保険者」とは、「被保険者」のうち、高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）、日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）以外の被保険者をいいます。

(注2：給与等とは)

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（給与所得となる給与）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。ただし、賃金台帳に記載された支給額（所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をしている場合は、給与等に含めることが認められます。

(注3：雇用者給与等支給額とは)

全ての国内雇用者（法人の使用人のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者です。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者は含まれません）に対する給与等の支給額をいいます。

(注4：比較雇用者給与等支給額とは)

前期の雇用者給与等支給額をいいます。